

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>【 流 動 資 産 】</b>	<b>【 454,345 】</b>	<b>【 流 動 負 債 】</b>	<b>【 212,417 】</b>
現金及び預金	1,175	未払金	68,520
売掛金	243,234	未払費用	96,533
仕掛品	1,400	未払法人税等	23,286
暗号資産	109	契約負債	440
前払費用	3,285	預り金	2,776
関係会社短期貸付金	201,999	役員賞与引当金	15,910
未収入金	3,134	株式給付引当金	4,176
その他流動資産	7	株式報酬引当金	773
		<b>【 固 定 負 債 】</b>	<b>【 4,744 】</b>
		退職給付引当金	294
		資産除去債務	4,450
<b>【 固 定 資 産 】</b>	<b>【 120,683 】</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>217,162</b>
(有形固定資産)	( 22,781 )	純 資 産 の 部	
建物附属設備	13,943	<b>【 株 主 資 本 】</b>	<b>【 357,867 】</b>
機械及び装置	6,712	資 本 金	10,000
工具器具及び備品	2,126	資 本 剰 余 金	197,586
(無形固定資産)	( 3,490 )	その他資本剰余金	197,586
ソフトウェア	3,490	利 益 剰 余 金	150,280
(投資その他の資産)	( 94,411 )	利益準備金	2,500
前払年金費用	72,066	その他利益剰余金	147,780
繰延税金資産	22,345	繰越利益剰余金	147,780
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>357,867</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>575,029</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>575,029</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10年～15年
機械及び装置	4年～6年
工具器具及び備品	4年～15年
  - (2) 無形固定資産  
自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
2. 引当金の計上基準
  - (1) 役員賞与引当金  
役員への賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
  - (2) 株式給付引当金  
従業員に対する当社グループ株式の給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。
  - (3) 株式報酬引当金  
取締役に対する業績条件付株式報酬の支給に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。
  - (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
また、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  
なお、当事業年度末においては年金資産が退職給付債務を上回っているため、投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。
3. 収益及び費用の計上基準  
当社の顧客との契約から生じる収益は、主に研究開発の受託事業によるものであり、顧客に対して成果物を納品し、検収を受けた時点または個別に定められた契約期間に渡る役務の提供により履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (1) グループ通算制度の適用  
グループ通算制度を適用しております。
  - (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理  
当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
5. 当期純利益金額 17,684千円

### II. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### III. その他の注記

特記すべき重要な事項はありません。